

よくある質問

～青森県低濃度 PCB 含有電気機器に関する調査関係～

【目次】 確認したい内容をクリックすると、回答ページまでとびます。

1 関係法令等

- Q1. PCB とは何ですか？PCB 廃棄物とは何ですか？ …1
- Q2. 高濃度PCBと低濃度PCBの違いは何ですか？ …1
- Q3. PCB 廃棄物の処分期限はいつですか？ …2
- Q4. なぜ期限までに処分しなければならないのですか？ …2
- Q5. PCB 廃棄物を期限までに処分しなければどうなりますか？ …2
- Q6. PCB を含有する使用中の電気機器をこれからも使用し続けてもよいですか？ …2

2 調査主旨(調査目的など)

- Q7. この調査は県の調査ですか？ …2
- Q8. この調査の目的は何ですか？ …2
- Q9. 調査の結果は何に利用するのですか？ …3
- Q10. いつまでに回答が必要ですか？ …3
- Q11. 回答は義務(法律によるもの)ですか？回答しないと罰金等がありますか？ …3
- Q12. 以前も同じような調査が来たのですが？ …3

3 調査対象の建物

- Q13. なぜうちに調査票が届いたのですか？ …4
- Q14. 既に廃業していますが、調査・回答する必要がありますか？ …4
- Q15. 事業所(建物等)は既にもありません(売却・更地など)が、調査・回答する必要がありますか？ …4

- Q16. 事業所(建物等)は現在使用していませんが、調査・回答する必要がありますか？ …4
- Q17. 事業所(建物等)の所有者は亡くなっているのですが、調査・回答する必要がありますか？ …5
- Q18. どの事業所(建物等)が調査対象かわかりません。 …5
- Q19. 調査対象住所に事業所(建物等)を所有していません(番地が違うのですが)。 …5
- Q20. 青森市・八戸市・県外にも事業所(建物等)を所有していますが、調査・回答する必要がありますか？ …5

4 調査方法

- Q21. 自家用電気工作物とは何ですか？変圧器やコンデンサーとは何ですか？ …6
- Q22. 調査対象の電気機器は何ですか？低濃度PCB含有電気機器の種類にはどのようなものがありますか？ …6
- Q23. 調査は危険ではないのですか？ …7
- Q24. 調査は必ず電気主任技術者等に依頼しなければいけないのですか？ …7
- Q25. 電気主任技術者とはどういう方ですか？ …8
- Q26. 電気主任技術者はいないが、どうすればよいですか？ …8
- Q27. 自分で調査するのが難しい。調査できる業者を紹介してください。 …8
- Q28. 電気主任技術者等に調査を依頼した場合、費用は誰が負担するのですか？ …8
- Q29. 調査に要する費用の補助制度はありますか？ …8
- Q30. 事業所(建物等)のどこを調査すればよいのですか？ …8
- Q31. 電気機器に低濃度 PCB が含有されているかどうかの判断方法を知りたい。 …9
- Q32. PCB濃度を分析できる業者を紹介してほしい。 …10
- Q33. 電気機器の銘板が見えません。 …10
- Q34. ビルに入っているテナントなので、電気機器のことはわかりません。 …11

5 調査票の回答方法

- Q35. 回答は、紙の調査票じゃないといけませんか？パソコンやスマートフォンから、電子申請で回答できますか？ …11

- Q36. 回答が期限に間に合わないのですが、どうすればよいですか？ …11
- Q37. PCB濃度が不明な電気機器について、分析してから回答すればよいですか？ …11
- Q38. 調査票や返信用封筒を無くしてしまったのですが、どうすればよいですか？ …11
- Q39. 既に低濃度 PCB 含有電気機器について、PCB 特別措置法の届出をしていますが、調査・回答は必要ですか？ …11
- Q40. 破産手続き中の場合は、どうすればよいですか？ …12
- Q41. 会社名変更などにより、調査票に記載されている内容が異なっている場合は、どうすればよいですか？ …12

6 PCB 含有電気機器が見つかった場合

- Q42. 新たに低濃度 PCB 含有電気機器が見つかりました。何か手続きを行う必要はありますか？ …12
- Q43. 低濃度 PCB 含有電気機器を処分するためには、費用はどのくらいかかりますか？ …12
- Q44. 低濃度 PCB 含有電気機器の処分に要する費用の補助制度はありますか？ …12
- Q45. 新たに高濃度 PCB 含有電気機器が見つかりました。どうすればよいですか？ …12

7 非自家用電気工作物

- Q46. 非自家用電気工作物とは何ですか？ …13
- Q47. 非自家用電気工作物についても調査・回答する必要がありますか？ …14

【回答】

1 関係法令等

Q1. PCB とは何ですか？PCB 廃棄物とは何ですか？

A1. 「PCB」とは、**ポリ塩化ビフェニルという化学物質の略称**です。

電気絶縁性が高い(電気を通しにくい)、極めて燃えにくい、水に極めて溶けにくい、沸点が高いなどの特徴から、電気機器の絶縁油(ぜつえんゆ)として、変圧器、コンデンサー、安定器等の機器などに広く利用されていましたが、カネミ油症事件等をきっかけとして、人体への悪影響が社会問題化し、昭和 47 年に製造が中止されました。

「PCB 廃棄物」とは、PCB を含有している電気機器等が、廃棄物になったものをいい、法令(PCB 特別措置法)に定められている処分期限までに処分しなければなりません。

関連:PCB 廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ、変圧器とは？コンデンサーとは？⇒[Q21](#)へ

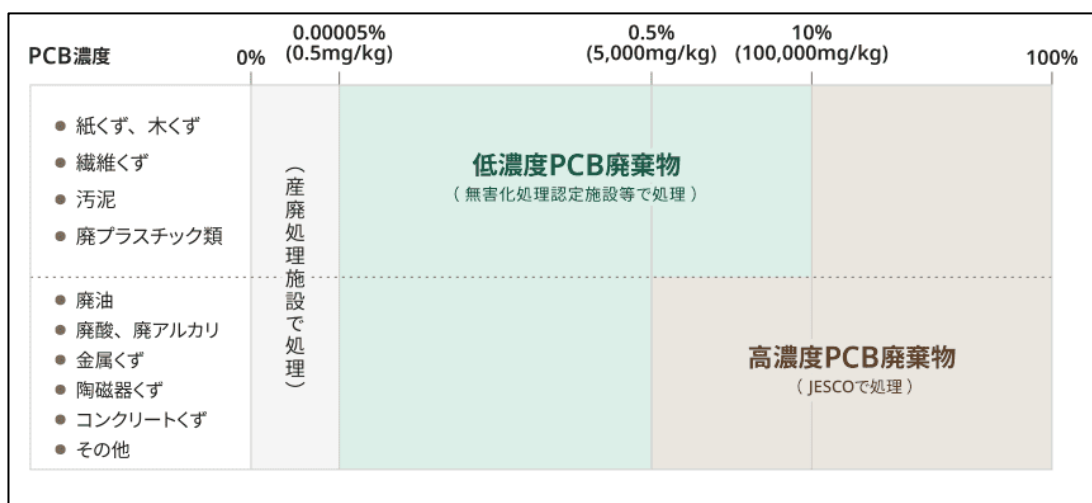
Q2. 高濃度PCBと低濃度PCBの違いは何ですか？

A2. PCB含有電気機器等は、**PCB 濃度により「高濃度」と「低濃度」に区分**されています。

高濃度PCB含有電気機器等は、電気機器本体の銘板情報から判断でき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(通称「JESCO」)で処分が行われています。

低濃度 PCB 含有電気機器等は、電気機器の種類、メーカー及び製造年の確認や、絶縁油中の PCB 濃度を分析することで判断でき、環境大臣が認定した民間の無害化処理認定施設又は都道府県知事等が許可した民間の処理施設で処分が行われています。

なお、PCB濃度が 0.5mg/kg(0.00005%) 以下の場合は、PCB廃棄物等には該当せず、通常の産業廃棄物等として処理することになります。



関連:PCB 廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ

Q3. PCB 廃棄物の処分期限はいつですか？

A3. PCB 特別措置法で処分期限が次のとおり定められています。

PCB の濃度区分	種類	処分期限
高濃度	変圧器・コンデンサー等	令和4年(2022年)3月31日【終了】
	安定器・汚染物等	令和5年(2022年)3月31日【終了】
低濃度	全て	令和9年(2027年)3月31日

関連:高濃度PCBと低濃度PCBの違い⇒[Q2](#)へ、変圧器とは？コンデンサーとは？⇒[Q21](#)へ

Q4. なぜ期限までに処分しなければならないのですか？

A4. PCB は毒性が強いことから、国際条約で令和 10 年までの適正処理が定められており、日本では PCB 特別措置法により、PCB 廃棄物の処分期限を定めております。

関連:PCB とは？PCB 廃棄物とは？⇒[Q1](#)へ、PCB 廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ

Q5. PCB 廃棄物を期限までに処分しなければどうなりますか？

A5. 法令(PCB 特別措置法)に違反することとなり、**行政処分(改善命令)や罰則の対象となる場合があります。**

関連:PCB 廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ

Q6. PCB を含有する使用中の電気機器をこれからも使用し続けてもよいですか？

A6. 処分期限までに PCB 廃棄物として処分できるように、計画的に使用を終了して下さるようお願いいたします。

関連:PCB 廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ

2 調査主旨(調査目的など)

Q7. この調査は県の調査ですか？

A7. はい。この調査は**青森県が実施**しています。

調査票の発送等については、業務受託事業者の株式会社サンブラツ・エイティーブイが行っております。

Q8. この調査の目的は何ですか？

A8. 法令(PCB 特別措置法)により低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和9年(2027年)3月31日と定められており、低濃度PCB含有電気機器を所有・保管している場合は、この期限までに処分を完了しなければなりません。

青森県では、期限内の処分完了に向け、低濃度PCB含有電気機器(自家用電気工

作物)の保有状況を確認するため、当調査を実施しています。

関連:PCB廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ、自家用電気工作物とは?⇒[Q21](#)へ、低濃度PCB含有電気機器とは?⇒[Q22](#)へ

Q9. 調査の結果は何に利用するのですか?

A9. 低濃度PCB含有電気機器(自家用電気工作物)の数を把握するとともに、所有・保管していることを把握した事業者の方には、期限内処分に向けた手続きを進めていただくこととしています。

調査で知り得た情報が外部に漏洩することはありません。

関連:PCB廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ、調査の目的⇒[Q8](#)へ、自家用電気工作物とは?⇒[Q21](#)へ、低濃度PCB含有電気機器とは?⇒[Q22](#)へ

Q10. いつまでに回答が必要ですか?

A10. **回答期限は令和5年11月27日**と設定していますので、この期限までに回答してください。
なお、回答は、同封した返信用封筒(切手不要)にて調査票をご返送ください。

関連:紙の調査票じゃないと回答できない?⇒[Q35](#)へ、回答期限に間に合わない⇒[Q36](#)へ、調査票や返信用封筒を無くした⇒[Q38](#)へ

Q11. 回答は義務(法律によるもの)ですか?回答しないと罰金等がありますか?

A11. 回答は義務ではありませんが、**法令(PCB特別措置法)を遵守するための大切な調査**ですのでご協力をお願いします。

未回答の場合、回答をお願いするはがきの送付や電話等をする場合がありますので、ご了承ください。

なお、当調査に回答しないことのみをもって罰則が適用されることはありません。

関連:調査の目的⇒[Q8](#)へ、回答期限はいつ?⇒[Q10](#)へ、回答期限に間に合わない⇒[Q36](#)へ、調査票や返信用封筒を無くした⇒[Q38](#)へ

Q12. 以前も同じような調査が来たのですが?

A12. 平成28年度に高濃度PCB含有電気機器を中心とした同様の調査(掘り起こし調査)を実施しており、平成28年度の調査の結果、低濃度PCB含有電気機器(自家用電気工作物)を保有している可能性がある方に対し、今回再調査を行っているものです。

法令(PCB特別措置法)を遵守するための大切な調査ですのでご協力をお願いします。

関連:高濃度PCBと低濃度PCBの違い⇒[Q2](#)へ、調査の目的⇒[Q8](#)へ

3 調査対象の建物

Q13. なぜうちに調査票が届いたのですか？

A13. 低濃度PCBは、自家用電気工作物(変圧器・コンデンサー等)などの電気機器に含有している可能性があります。

このため、青森県では、環境省から提供された自家用電気工作物の設置事業所情報や平成28年度に実施した高濃度PCB含有電気機器に係る掘り起こし調査の結果等をもとに、**低濃度PCB含有電気機器(自家用電気工作物)を保有している可能性がある方に対し、調査票を送っています。**

関連:PCBとは?⇒[Q1](#)へ、高濃度PCBと低濃度PCBの違い⇒[Q2](#)へ、調査の目的⇒[Q8](#)へ、自家用電気工作物とは?⇒[Q21](#)へ、低濃度PCB含有電気機器とは?⇒[Q22](#)へ

Q14. 既に廃業していますが、調査・回答する必要がありますか？

A14. はい。廃業していても、低濃度PCB含有電気機器(自家用電気工作物)が建物に残されたままになっている可能性があるため、建物の現況について把握する必要があります。お手数ですが、調査へのご協力をお願いします。

関連:自家用電気工作物とは?⇒[Q21](#)へ、低濃度PCB含有電気機器とは?⇒[Q22](#)へ、自分で調査できる?⇒[Q24](#)へ、事業所のどこを調査すればよい?⇒[Q30](#)へ

Q15. 事業所(建物等)は既にありません(売却・更地など)が、調査・回答する必要がありますか？

A15. はい。その場合、元々建物に設置されていた低濃度PCB含有電気機器(自家用電気工作物)が、取り外されてどこかに残っていないかどうか確認をお願いします。

<低濃度PCB含有電気機器が残っている場合>

調査票の問1～問2は「はい」、問3は保管している電気機器の情報を記入した上で、欄外に「売却済」「更地」などと記載してください。

<低濃度PCB含有電気機器が残っていない場合>

調査票の問1を「いいえ」、欄外に「更地」などと記入し、調査は終了となります。

関連:自家用電気工作物とは?⇒[Q21](#)へ、低濃度PCB含有電気機器とは?⇒[Q22](#)へ、事業所のどこを調査すればよい?⇒[Q30](#)へ

Q16. 事業所(建物等)は現在使用していませんが、調査・回答する必要がありますか？

A16. はい。現在使用していない事業所であっても、低濃度PCB含有電気機器(自家用電気工作物)が残っている可能性があります。お手数ですが、調査へのご協力をお願いします。

関連:自家用電気工作物とは?⇒[Q21](#)へ、低濃度PCB含有電気機器とは?⇒[Q22](#)へ

Q17. 事業所(建物等)の所有者は亡くなっているのですが、調査・回答する必要がありますか？

A17. はい。お手数ですが、ご家族の方または現在事業所を管理している方が、代理で調査していただきますようお願いいたします。

関連:調査の目的⇒[Q8](#)へ

Q18. どの事業所(建物等)が調査対象かわかりません。

A18. 調査票送付時の封筒に同封されている『調査対象事業所について』や、調査票にあらかじめ記入された事業所の名称や住所をご確認ください。

調査ID: A-00000

調査対象事業所について

1. 下表の事業所について、別紙調査票(1事業所につき1枚)により、御回答くださるようお願いいたします。

2. 今回のアンケートは、自家用電気工作物を対象としていますが、非自家用電気工作物(前接機や低圧コンデンサー等)にもPCBを含有する可能性があります。同封のリフレッツを御参照の上、この機会に併せて調査して下さるようお願いいたします。
(非自家用電気工作物については、下表の事業所以外にも保管されている可能性があります。)

No.	事業所名称	所在地
1	(あらかじめ記入した状態で送付)	あらかじめ記入した状態で送付)
2	(あらかじめ記入した状態で送付)	あらかじめ記入した状態で送付)
3	(あらかじめ記入した状態で送付)	あらかじめ記入した状態で送付)
4	(あらかじめ記入した状態で送付)	あらかじめ記入した状態で送付)
5	(あらかじめ記入した状態で送付)	あらかじめ記入した状態で送付)
...		

この用紙に記入(回答)の上、返信用封筒(切手不要)にて提出してください。

青森県 低濃度PCB含有電気機器に関する調査票

調査に当たっての注意事項

- この調査は、低濃度PCB含有電気機器の設置・保管・使用等の実態把握を目的として、**青森県が実施しているものです。**
- 使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。
- 調査に当たっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。
- 銘板記載内容を転記するなど、**既に作成された書類等により確認できる範囲で調査してください。**
- 調査票の記入に当たっては、**同封のリフレッツを参考にしてください。**

調査に関するお問い合わせ窓口

青森県調査業務受託事業者 **株式会社サンプラス・エィティブイ**
TEL 017-762-7010 (令和5年11月27日までの平日9:00~17:00)

記入者情報について (ここから下と裏面が回答欄です。)

- 記入内容について確認させていただくことがありますので、必ず連絡先(記入者氏名、電話番号)を記入してください。
- 電気主任技術者等に相談した場合は、下段も記入してください。

記入年月日	令和5年	月	日
記入者氏名		電話番号	-
調査ID	(あらかじめ記入した状態で送付)		
対象者名	(あらかじめ記入した状態で送付)		
事業所名	(あらかじめ記入した状態で送付)		
事業所住所	(あらかじめ記入した状態で送付)		
相談した電気主任技術者	住所	担当者氏名	電話番号

Q19. 調査対象住所に事業所(建物等)を所有していません(番地が違うのですが)。

A19. 『調査対象事業所について』に記載されている所在地は、平成28年度に実施した高濃度PCB含有電気機器に係る調査(掘り起こし調査)の結果に基づいたものですが、現在の住所と少し異なっている可能性があります。

記載されている所在地の周辺の事業所が対象と思われますので、その事業所について、調査・回答をお願いします。

Q20. 青森市・八戸市・県外にも事業所(建物等)を所有していますが、調査・回答する必要がありますか？

A20. いいえ。今回の調査は、青森市・八戸市・県外の事業所(建物等)は対象外としています。

なお、青森市・八戸市・県外自治体から別途調査依頼がなされる可能性があります。

4 調査方法

Q21. 自家用電気工作物とは何ですか？変圧器やコンデンサーとは何ですか？

A21. 自家用電気工作物の高圧受電設備は、6,600 ボルト以上の電気を事業場内に引き込んで受電し、各種設備に配電するための電気機器です。

変圧器や**コンデンサー**とは、自家用電気工作物の一種であり、ほかには**開閉器**、**遮断器**などが挙げられます。

自家用電気工作物の例

変圧器



コンデンサー



開閉器



遮断器



など

関連: PCBとは?⇒[Q1](#)へ、PCB 廃棄物の処分期限はいつ?⇒[Q3](#)へ、調査対象の電気機器とは?⇒[Q22](#)へ、低濃度PCB含有電気機器の判別方法・調査方法⇒[Q31](#)へ

Q22. 調査対象の電気機器は何ですか？低濃度 PCB 含有電気機器の種類にはどのようなものがありますか？

A22. **自家用電気工作物のうち、低濃度PCBを含有、又はその可能性がある電気機器**を調査対象としています。

低濃度PCB含有電気機器について、電気事業法では、該当する 12 種類の電気工作物（変圧器、コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブル）を告示で定めています。

自家用電気工作物(低濃度PCB含有電気機器)の例

変圧器



コンデンサー



開閉器



遮断器



など

関連:PCBとは?⇒[Q1](#)へ、PCB 廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ、自家用電気工作物とは?⇒[Q21](#)へ、事業所のどこを調査すればよい?⇒[Q30](#)へ、低濃度PCB含有電気機器の判別方法・調査方法⇒[Q31](#)へ

Q23. 調査は危険ではないのですか?

A23. 電気機器が高い所にある場合や、使用中のため感電のおそれがある場合には、必ず電気機器の保守・管理を行っている電気主任技術者等に依頼して調査を行ってください。

関連:調査費用の補助制度はある?⇒[Q29](#)へ

Q24. 調査は必ず電気主任技術者等に依頼しなければいけないのですか?

A24. いいえ。停電している場合や使用を終了して保管している場合には、自分で電気機器本体の銘板を確認して調査できる可能性があります。

また、電気機器(自家用電気工作物)に関する設備台帳など、過去に作成された書類から調査できる可能性があります。

詳細な調査方法は、調査票送付時の封筒に同封又は[県ホームページ](#)で掲載している「リーフレット」もご確認ください。

電気が停まっている状態の電気機器本体の銘板の確認方法の例

※使用中(通電中)の電気機器の場合は、感電のおそれがあり、大変危険です。自分で調査しないようお願いします。

○変圧器の銘板の確認

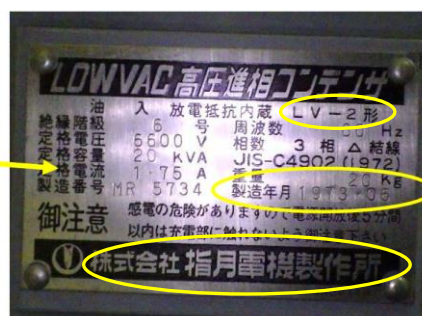
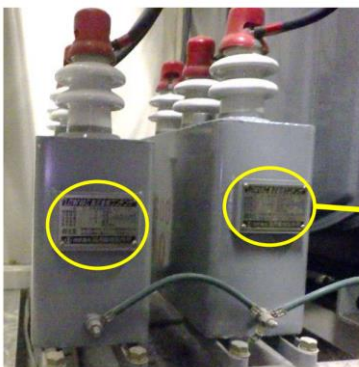


型式⇒TVK

製造時期⇒昭和 49 年 6 月

メーカー⇒富士電機製造株式会社

○コンデンサーの銘板の確認



型式⇒LV-2 形

製造時期⇒1973 年 6 月

メーカー⇒株式会社 指月電機製作所

関連: 自家用電気工作物とは? ⇒ [Q21](#) へ、事業所のどこを調査すればよい? ⇒ [Q30](#) へ、低濃度 PCB含有電気機器の判別方法・調査方法 ⇒ [Q31](#) へ

Q25. 電気主任技術者とはどういう方ですか?

A25. 電気設備がある事業所で、その設備を管理している技術者免許を持った方をいいます。

Q26. 電気主任技術者がいないがどうすればよいですか?

A26. 自家用電気工作物設置者として届出されている事業所には必ず電気主任技術者がいます。外部委託している場合もありますので、まずは社内の電気設備の管理を担当されている方にご確認ください。

なお、既に自家用電気工作物の使用を終了し、電気主任技術者がいない場合には、近隣の電気工事業者等にご相談するか、安全を確保した上で自ら調査して下さるようお願いいたします。

関連: 自家用電気工作物とは? ⇒ [Q21](#) へ、自分で調査できる? ⇒ [Q24](#) へ、事業所のどこを調査すればよい? ⇒ [Q30](#) へ、低濃度 PCB含有電気機器の判別方法・調査方法 ⇒ [Q31](#) へ

Q27. 自分で調査するのが難しい。調査できる業者を紹介してください。

A27. まずは、普段電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者にご相談してください。

電気主任技術者がいない場合は、近隣の電気工事業者等にご相談してみてください。

関連: 自分で調査できる? ⇒ [Q24](#) へ、電気主任技術者とは? ⇒ [Q25](#) へ、調査費用の補助制度はある? ⇒ [Q29](#) へ

Q28. 電気工事業者等に調査を依頼した場合、費用は誰が負担するのですか?

A28. 依頼者の負担となります。

関連: 調査費用の補助制度はある? ⇒ [Q29](#) へ

Q29. 調査に要する費用の補助制度はありますか?

A29. いいえ。事業所内に電気機器があるかどうかの調査や、電気機器が低濃度 PCB含有電気機器に該当するかどうかの調査に関する補助制度等はありません。

Q30. 事業所(建物等)のどこを調査すればよいのですか?

A30. 調査対象の自家用電気工作物(変圧器・コンデンサー等の電気機器)は、通常、キュービクルと呼ばれる金属箱の中や、電気室に設置されています。

ただし、使用を終了し、キュービクルや電気室から取り外した電気機器を、倉庫や車庫等で保管している事例もあります。

まずは電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等にご確認ください。

キュービクルの例

※使用中(通電中)の電気機器の場合は、感電のおそれがあり、大変危険です。必ず電気主任技術者等に依頼し、調査してください。



関連: 自家用電気工作物とは? 変圧器・コンデンサーとは? ⇒[Q21](#) へ、調査対象の電気機器 ⇒[Q22](#) へ、調査は自分でできる? ⇒[Q24](#)、電気主任技術者とは? ⇒[Q25](#)、ビルに入っているテナントなので、電気機器のことはわかりません ⇒[Q34](#) へ

Q31. 電気機器に低濃度 PCB が含有されているかどうかの判断方法を知りたい。

A31. 調査票の問1～3に沿って、まずは**電気機器の種類**、電気機器本体の銘板の刻印されている**メーカー及び製造年等**を確認することにより、判別することになります。

上記確認により、**低濃度PCBが含有されている可能性が有る場合は、絶縁油中のPCB濃度を分析**することで、「**低濃度PCB含有電気機器**」か「**PCBを含有していない電気機器**」か判断することができます。

なお、**コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器の場合、PCB濃度の分析のために機器本体に穴を開けて絶縁油を採取する際には、使用不可能となりますのでご注意ください。**

低濃度PCB判別方法(自家用電気工作物の例)

電気機器	製造時期	判別方法 (PCB濃度が 0.5 mg/kgを超えているか)
変圧器等 (絶縁油採取可能機器)	平成5年(1993年)以前	PCB含有の可能性あり 停電時に絶縁油を採取してPCB濃度を測定
	平成6年(1994年)以降	PCB含有の可能性不明 この期間に製造・出荷された機器で絶縁油の交換や継ぎ足しが行われたもの、又は絶縁油の交換や継ぎ足しの記録が確認できなければ、絶縁油を採取してPCB濃度を測定 ※ただし、富士電機製の一部の機器については、平成6年までに出荷された機器は「PCB含有の可能性あり」
コンデンサー等 (絶縁油封じ切り機器)	平成2年(1990年)以前	PCB含有の可能性あり 廃棄物となったものに穴を開け、絶縁油を採取してPCB濃度を測定(使用中の機器に穴を開けた場合は、使用不可能となります。) または低濃度PCB廃棄物とみなして処分
	平成3年(1991年)以降	PCB含有の可能性なし ※ただし、ニチコン製のコンデンサーについては、平成3年以降のものでもPCB含有の報告があるため上記「PCB含有の可能性あり」と同様に判別(詳細は同社HP参照)

電気が停まっている状態の電気機器本体の銘板の確認方法の例

※使用中(通電中)の電気機器の場合は、感電のおそれがあり、大変危険です。自分で調査しないようお願いします。

○変圧器の銘板の確認

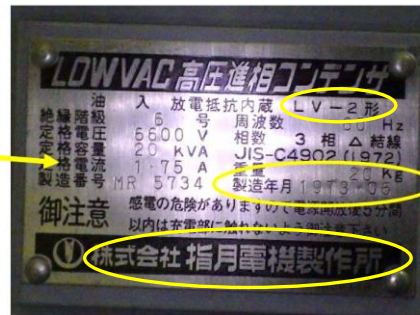
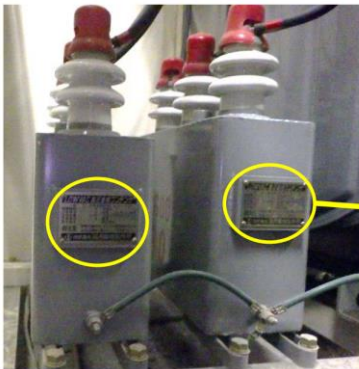


型式⇒TVK

製造時期⇒昭和49年6月

メーカー⇒富士電機製造株式会社

○コンデンサーの銘板の確認



型式⇒LV-2形

製造時期⇒1973年6月

メーカー⇒株式会社指月電機製作所

関連:高濃度PCBと低濃度PCBの違い⇒[Q2](#)へ、PCB濃度の分析業者を教えてください⇒[Q32](#)へ、電気機器の銘板が見えません⇒[Q33](#)へ、調査票の回答までにPCB濃度の分析が必要?⇒[Q37](#)へ

Q32. PCB濃度を分析できる業者を紹介してほしい。

A32. [一般社団法人日本環境測定分析協会のホームページ](#)から検索することができます。

関連:調査費用の補助制度はある?⇒[Q29](#)へ

Q33. 電気機器の銘板が見えません。

A33. 錆や腐食により銘板の文字を読み取れない場合には、**絶縁油中のPCB濃度を分析**することで、「低濃度PCB含有電気機器」か「PCBを含有していない電気機器」か判断することができます。

なお、**コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器の場合、PCB濃度の分析のために機器本体に穴を開けて絶縁油を採取する際には、使用不可能となりますのでご注意ください。**

関連:調査費用の補助制度はある?⇒[Q29](#)へ、PCB濃度の分析業者を教えてください⇒[Q32](#)へ、調査票の回答までにPCB濃度の分析が必要?⇒[Q37](#)へ

Q34. ビルに入っているテナントなので、電気機器のことはわかりません。

A34. お手数ですが、ビルの所有者(大家)や管理会社にお問い合わせの上、調査・回答をお願いします。

関連:調査目的⇒[Q8](#)へ、調査対象の電気機器⇒[Q22](#)へ

5 調査票の回答方法

Q35. 回答は、紙の調査票じゃないといけませんか？パソコンやスマートフォンから、電子申請で回答できますか？

A35. いいえ。回答は、紙の調査票でのみ受け付けています。

なお、青森県環境保全課宛てのFAX(017-734-8081)での回答も可能です。

Q36. 回答が期限に間に合わないのですが、どうすればよいですか？

A36. 回答期限(令和5年11月27日)のあとでも回答を受け付けます。

なお、同封している返信用封筒は、令和6年1月5日まで使用可能です。

Q37. PCB濃度が不明な電気機器について、分析してから回答すればよいですか？

A37. 差し支えなければ、分析を行った上で回答していただきますようお願いします。

回答期限までに分析が間に合わないなどの場合には、調査票の問1を「はい」、問2を「はい(又は不明)」と回答し、問3に必要事項を記載の上、提出してください。

なお、**コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器の場合、PCB濃度の分析のために機器本体に穴を開けて絶縁油を採取する際には、使用不可能となりますのでご注意ください。**

Q38. 調査票や返信用封筒を無くしてしまったのですが、どうすればよいですか？

A38. 改めて調査票及び返信用封筒を送付させていただきます。

青森県 業務受託事業者 株式会社サンブラツソ・エイティーブイ(電話017-762-7010)まで、ご連絡の上、送付先の住所及び担当者様をお知らせください。

Q39. 既に低濃度 PCB 含有電気機器について、PCB 特別措置法の届出をしていますが、調査・回答は必要ですか？

A39. はい。届出している電気機器の他にも事業所に低濃度PCB含有電気機器が残っていないか調査をお願いします。

＜届出している電気機器の他にも低濃度PCB含有電気機器等がある場合＞

調査票の問3に該当する全ての電気機器に関する情報を記載して、返送してください。

＜届出している他に低濃度PCB含有電気機器等が無い場合＞

お手数ですが、調査票の問3に「届出済み」と記載して返送してください。

Q40. 破産手続き中の場合は、どうすればよいですか？

A40. 記載されている事業者名を修正し、破産管財人の氏名・連絡先をご記入のうえ、回答してください。

Q41. 会社名変更などにより、調査票に記載されている内容が異なっている場合は、どうすればよいですか？

A41. お手数をおかけしますが、正しい内容に修正していただき、回答してください。

6 PCB 含有電気機器が見つかった場合

Q42. 新たに PCB 含有電気機が見つかりました。何か手続きを行う必要はありますか？

A42. はい。後日、青森県の担当部署より今後の対応について連絡いたしますが、以下もご覧ください。

必要な手続きの例

○青森県への届出

新たに PCB 廃棄物の保管が判明した場合、法令(PCB 特別措置法)に基づき届出が必要となります。届出先、届出様式等の詳細は、青森県ホームページ「[ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する届出](#)」をご覧ください。

関連: PCB 廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ、PCB 含有電気機器を使い続けてもよい？⇒[Q6](#)へ、処分費用はどのくらい？⇒[Q43](#)へ、処分費用の補助制度はある？⇒[Q44](#)へ、高濃度 PCB 含有電気機が発見された場合⇒[Q45](#)へ

Q43. 低濃度 PCB 含有電気機器の処分するためには、費用はどのくらいかかりますか？

A43. 低濃度 PCB 廃棄物の処分業者に支払う「**処分費用**」、及び収集運搬業者に支払う「**収集運搬費用**」が必要となります。

処分費用については、「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」に記載の業者へ、収集運搬費用については、[青森県庁ホームページ](#)で公開している「PCB 廃棄物を取り扱うことができる青森県の許可を受けた収集運搬業者」に記載の業者へ、お問合せください。

関連: PCB 廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ、処分費用の補助制度はある？⇒[Q44](#)へ

Q44. 低濃度 PCB 含有電気機器の処分に要する費用の補助制度はありますか？

A44. いいえ。処分費用及び収集運搬費用のいずれも補助制度等はありません。

関連: PCB 廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ、調査費用の補助制度はある？⇒[Q29](#)へ

Q45. 新たに高濃度 PCB 含有電気機器が見つかりました。どうすればよいですか？

A45. **高濃度 PCB 含有電気機器の処分期限は既に終了**しており、**継続して使用することもできませんので、すぐに県環境保全課(電話017-734-9584)までご連絡ください。**

高濃度PCB廃棄物を処分することができる中間貯蔵・環境安全事業株式会社(通称「ジェスコJESCO」)の処理施設は、処分期限の終了後、解体される予定であり、処理施設が解体された後には、**事実上処分することが不可能となります。**

関連:PCB廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ

7 非自家用電気工作物

Q46. 非自家用電気工作物とは何ですか？

A46. 電気事業法における自家用電気工作物に該当しないものの、PCB含有の可能性のある電気機器を環境省では「非自家用電気工作物」と呼んでいます。

低濃度PCB含有の可能性のある非自家用電気工作物の例として、**電気溶接機、X線照射装置**のほか、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する**低圧コンデンサー**などがあります。

非自家用電気工作物に低濃度PCBが含有しているどうかの判別方法は、調査票送付時の封筒に同封又は[県ホームページ](#)で掲載している「リーフレット」もご確認ください。

非自家用電気工作物(低濃度PCB含有電気機器)の例

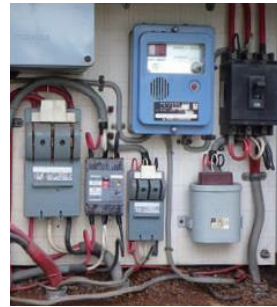
X線発生装置(コンデンサー内蔵)



X線検査装置(コンデンサー内蔵)



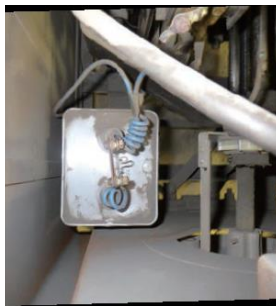
低圧分電盤内の低圧コンデンサー



電気溶接機(コンデンサー内蔵)



電気溶接機に内蔵された低圧コンデンサー



配電盤に設置された低圧コンデンサー



など

関連:PCB廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ、自家用電気工作物とは?⇒[Q21](#)へ、新たに低濃度PCB含有電気機器が見つかりました⇒[Q42](#)へ、新たに高濃度PCB含有電気機器が見つかりました⇒[Q45](#)へ

Q47. 非自家用電気工作物についても回答する必要がありますか？

A47. いいえ。調査票での回答は、自家用電気工作物を対象としています。

ただし、非自家用電気工作物であっても、PCB廃棄物に該当する場合は、PCB特別措置法に基づく処分期限までに処分しなければなりませんので、この機会に併せて調査の上、もし発見した場合には、県環境保全課(電話017-734-9584)までご連絡ください。

なお、使用中の電気機器の場合は感電するおそれがありますので、調査に当たっては、電気工事業者等にご相談ください。

関連:PCB廃棄物の処分期限⇒[Q3](#)へ、PCB含有機器を使用し続けてもよい?⇒[Q6](#)へ、調査の目的⇒[Q8](#)へ、自家用電気工作物とは?⇒[Q21](#)へ、調査対象の電気機器とは?⇒[Q22](#)へ、新たに低濃度PCB含有電気機器が見つかりました⇒[Q42](#)へ、新たに高濃度PCB含有電気機器が見つかりました⇒[Q45](#)へ